

市政の発展に多大な貢献

令和6年度市政功労表彰

令和6年度の市政功労者については、滝川市表彰者選考審議会に諮問し、慎重な審議を経て6月3日に答申をいただき、次の1団体に決定しました。

表彰は7月1日(月) 挙行の「滝川市政功労者表彰式」において行われます。

功労表彰（団体）

医療法人翔陽会 滝川脳神経外科病院

【保健衛生功績】

医療法人翔陽会滝川脳神経外科病院は、昭和63年に開業以来、36年の永きにわたり救急隊により搬送される傷病者医療を担当する医療機関である「救急告示医療機関」として、滝川市のみならず、中空知5市5町の救急患者の受け入れを積極的な姿勢で行っており、地域の救急医療の発展に大きく寄与されました。

また、滝川地区広域消防事務組合救急隊員の知識・技術向上のための指導教育および救急搬送時の指導助言を積極的に行うことにより、本市の救急医療体制強化に多大な貢献をされました。（西町）

国民健康保険被保険者証の更新・廃止について

★国民健康保険証の更新に関するお知らせ

現在お手元にある国民健康保険被保険者証(保険証)の有効期限は、7月31日(木)までとなっています。

新しい保険証(緑色)は郵送でお届けします。

…事情により郵送を希望しない場合は、7月3日(木)までにお申し出ください。

…旧保険証は回収しませんので、各世帯において廃棄処分してください。

発送予定日

7月11日(木)

■次のような世帯は原則窓口交付となり、今回の送付の対象にはなりません(該当世帯には別途案内します)

- ・有効期限の短い保険証(※)が交付されている世帯
- ・税務課との納税相談が必要な世帯

(※)災害に遭った場合などの特別な事情以外で国民健康保険税を滞納している世帯には、納税相談を行っていただくため有効期限が通常より短い保険証を交付します。

■被保険者資格証明書の交付について

国民健康保険税の納期限から1年が経過しても納付がない場合は、保険証に代えて資格証明書を交付することがあります。診療を受ける場合は、いったん診療費全額を支払い、後日申請することにより保険者負担分(7～8割)が払い戻されます。

★国民健康保険証の廃止に関するお知らせ

健康保険証とマイナンバーカードの一体化により、現行の健康保険証は12月2日(月)に廃止となることが決まりました。なお、廃止時点で発行済みの健康保険証は、有効期限まで使用することができますので、廃棄せずにお持ちください。また、マイナ保険証(マイナンバーカードを健康保険証として利用登録したもの)を保有していない方などには、健康保険証に代わる「資格確認書」を交付する予定です。

詳しくは広報たきかわ11月号、市公式ホームページに掲載予定です。

問合先 保険医療課 Tel.28-8016